

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」 の設置について

山梨労働局では、令和2年2月14日から

「**新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口**」を開設しています。

- 1 開設場所：山梨労働局雇用環境・均等室
各労働基準監督署及び各ハローワーク
(開設場所の連絡先は以下のとおりです。)
- 2 開設時間：8時30分～17時15分(土日・祝日を除く)
- 3 相談内容・担当部署

内 容	担 当 部 署
・賃金・休業手当に関する相談 ・解雇・雇止めに関する相談 ・その他、新型コロナウイルス感染症の影響に係る 雇用に関する相談 等	山梨労働局 雇用環境・均等室 各労働基準監督署
・雇用調整助成金に関する相談 ・雇用保険に関する相談 等	各ハローワーク

担当部署	所 在 地	電話番号
山梨労働局 雇用環境・均等室	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2851
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	監督055-224-5616 安全055-224-5617 労災055-224-5619
都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	0554-43-2195
鰍沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鰍沢 655-50	0556-22-3181

ハローワーク甲府	甲府市住吉1-17-5	055-232-6060
ハローワーク富士吉田	富士吉田市竜ヶ丘 2-4-3	0555-23-8609
ハローワーク大月	大月市大月3-2-17	0554-22-8609
ハローワーク都留	都留市下谷3-7-31	0554-43-5141
ハローワーク塩山	甲州市塩山上於曾 1777-1	0553-33-8609
ハローワーク韮崎	韮崎市若宮1-10-41	0551-22-1331
ハローワーク鰍沢	南巨摩郡富士川町鰍沢 1215	0556-22-8689

※ 特別休暇の導入にあたってのコンサルティングの実施について

新型コロナウイルスに関連して、労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、山梨労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

「働き方・休み方改善コンサルタント」による、特別休暇の導入にあたってのコンサルティングを実施しています。

(企業訪問によるコンサルティング、就業規則の整備支援など無料で行います。)

4 労働相談以外の相談について

①厚生労働省の電話相談窓口

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、厚生労働省は相談窓口を設置しています。

電話番号：0120-565-653（フリーダイヤル）

受付時間：9時～21時（土日・祝日も実施）

②帰国者・接触者相談センター

湖北省・浙江省への渡航歴や感染が明らかな方との接触歴があり、発熱や咳などの症状がある方については、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者センター」にて相談を受け付けております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html